

改正

平成26年6月27日告示第41号

野田村新規就農者支援対策事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、新規就農者の農業技術の習得と早期の経営安定を図るために行う野田村新規就農者支援対策事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

**第2条** 事業は、村の農業振興の中核となる担い手の確保及び育成を図ることを目的として、新規就農者の安定した農業経営とゆとりある生活基盤の確立を支援するため実施するものとする。

(事業の対象者)

**第3条** 事業の対象となる新規就農者（以下「事業対象者」という。）は、村内に住所を有する者若しくはその子弟又は村外からの転入者で、引き続き村内に居住し、営農すると認められる者とする。

(研修)

**第4条** 事業対象者は、久慈管内（久慈市、洋野町、野田村及び普代村）の研修受入農家において農業研修を受けるものとする。ただし、研修期間は1年以内とする。

(支援措置)

**第5条** 村は、必要に応じて次の支援措置を講ずるものとする。ただし、1事業対象者につき3年間を限度とする。

(1) 事業対象者に対する就農奨励金の支給等

ア 就農奨励金の支給

区分		単位	初年次	2年次	3年次
基本額	独身者	月額	100,000円	80,000円	50,000円
	夫婦	月額	120,000円	96,000円	60,000円
加算額	家族（扶養者1人につき）	月額	10,000円	8,000円	5,000円

イ 家賃の助成 借家に限り、家賃月額の2分の1に相当する額を助成する。ただし、1万5,000円を限度とする。

ウ 農地賃貸借料の助成 農業委員会が農地の賃貸借契約の目安として提供する賃借料情報を基本に予算の範囲内で農地賃貸借料を助成する。

エ 農業技術及び経営の指導

オ 営農機械及び資材導入制度等の指導

(2) 受入農家支援費の支給

事業対象者を研修受け入れした農家に対して、予算の範囲内で受入農家支援費を交付する。

(事業の認定申請)

**第6条** 事業の認定を受けようとする新規就農者（以下「申請者」という。）は、新規就農者支援対策事業認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に関係書類を添えて、村長に提出するものとする。

(審査会)

**第7条** 事業実施に関し必要な事項を審査するため、村長が別に定める要領により、野田村新規就農者支援対策事業審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

(事業の認定等)

**第8条** 村長は、前条の規定により提出された認定申請書について、必要な指導、調整を行うとともに、審査会に諮り、事業の認定の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により事業の認定を行ったときは、新規就農者支援対策事業認定書（様式第2号。以下「認定書」という。）を申請者に交付し、認定をしなかったときはその旨を申請者に通知するものとする。

(契約の締結)

**第9条** 村長は、前条第2項の規定による認定書の交付を受けた申請者（以下「事業認定者」という。）と、別に定める契約書により、契約を締結の上事業を行うものとする。

(認定の取消し及び助成金の返還)

**第10条** 村長は、事業認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、審査会に諮った上でその認定を取り消し、既に支給した第5条に規定する奨励金等の一部又は全部の返還を命ずることができものとする。

(1) 認定後60日以内に前条に規定する契約の締結を行わなかったとき。

(2) 村内に住居して農業経営を行った期間が10年（研修期間を含む。）に満たなかったとき。

(3) 申請に不正があったことが判明したとき。

(4) 本人から事業中止の申出があったとき。

- (5) この要綱及び契約書の条項に違反したとき。
- (6) 事業の推進上支障があると村長が判断したとき。

(補則)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

この告示は、平成22年1月1日から施行する。

年 月 日

野田村長 様

就農者 住所  
氏名

印

標記事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 就農者及び配偶者等の状況

就農者	ふりがな 氏名	生年 月日		年 月 日	年齢 歳	性別 男 女
	現住所	職業				
配偶者等	氏名	続柄	年齢	職業	現住所	
就農を希望 する理由						

2 就農者等の経営状況等

・本人が所有する農地等 (単位：a、台)								
田	畑	宅地	採草地	その他	トラクター等	田植機	コンバイン	その他
・家族が所有する農地等 (単位：a、台)								
田	畑	宅地	採草地	その他	トラクター等	田植機	コンバイン	その他
その他の資産等及び その他参考事項						住居の 有 無		有 無
預貯金・(借入金)						( )		

添付書類：履歴書、資産証明書、研修受入承諾書その他必要書類

様式第2号（第8条関係）

新規就農者支援対策事業認定書

第 年 月 日 号

様

野田村新規就農者支援対策事業の就農者に認定します。

野田村長

印